

令和7年度高年齢者向けセカンドキャリア支援セミナー及び 個別相談事業業務委託 業務仕様書

1 委託業務名称

令和7年度高年齢者向けセカンドキャリア支援セミナー及び個別相談事業業務委託

2 委託業務の目的

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の改正に伴い、65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業機会の確保が努力義務とされるなか、県内企業における70歳までの就業機会の確保状況は約3割に留まっている。また、就労を希望する県内の高年齢者の70%以上が就職できていない状況にある。

この事業では、働く意欲のある高年齢者（概ね55歳以上）を対象として、再就職やセカンドキャリアを考えるために役立つ内容のセミナーを実施するとともに、キャリアコンサルタント等による個別相談会の実施により、高年齢者の経験・能力の再発見や職業選択の幅を広げる機会を創出する。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

4 委託業務内容

受託者は、次の業務を実施するものとし、適宜、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとする。

(1) 高年齢者向けセカンドキャリア支援セミナーの開催

働く意欲のある高年齢者を対象として再就職やセカンドキャリアを考えるために役立つ内容のセミナーを実施する。

ア 開催回数及び開催場所

- ・開催回数は4回以上とし、北勢地域及び南勢・東紀州地域において各1回以上、中勢・伊賀地域において2回以上開催すること。

※北勢地域は四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町の5市5町、中勢・伊賀地域は津市、松阪市、伊賀市、名張市、多気町、明和町、大台町の4市3町、南勢・東紀州地域は伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の5市7町を言う（以下同様）。

イ 開催時期

- ・令和8年1月末までに開催を完了すること

ウ 開催内容

- ・セミナーの内容は、再就職する際に必要な知識の獲得、高年齢者の働き方や

セカンドキャリアに向けた提案、就労に対するモチベーションの向上や高年齢者の就業機会拡大につながる内容とし、実際に高年齢者雇用に取り組んでいる事業所の事例紹介を取り入れるなど、高年齢者の再就職に資する内容を工夫して実施すること。

- ・ハローワークやシルバー人材センターの案内ブースを設置すること。

エ 参加費用

- ・セミナー参加者の参加費は無料とすること。

オ 開催方法等

- ・セミナーの開催方法・内容は、高年齢者の就業機会拡大を目的とした講義や事例紹介等とし、1時間30分程度とすること。
- ・セミナーの実施にあたっては、関係市町及び関係機関と連携しながら進めることとし、事例紹介を行う事業所やハローワーク等と日程調整を行うこと。

カ 目標参加人数

のべ160名以上

(2) 個別相談会の実施

働く意欲のある高年齢者を対象としてキャリアコンサルタント等による個別相談会を実施し、高年齢者の経験・能力の再発見や職業選択の幅を広げる機会を創出する。

ア 実施回数及び実施場所

- ・実施回数は7回以上とし、上記(1)セミナーの開催に合わせて北勢地域及び南勢・東紀州地域において各1回以上、中勢・伊賀地域において2回以上実施すること。また、ハローワーク等と共催で開催予定の「高年齢者就職面接会」に合わせて北勢地域において1回、中勢・伊賀地域において2回程度実施すること。

イ 開催内容

- ・個別相談会は、高年齢者のキャリア相談に関して相当程度のノウハウや相談実績のある者（キャリアコンサルタントなどの有資格者であることが望ましい。）が行うこととする。

ウ 参加費用

- ・個別相談会の参加費は無料とすること。

エ 開催方法等

- ・個別相談会は事前予約制とし、相談時間は相談者1名当たり30分程度とする。また、各回とも2名以上の相談者への相談に応じること。

(3) セミナーの周知等

上記(1)及び(2)のセミナー及び個別相談会に関し、チラシ作成・配布、ホームページ等による広報など、幅広く周知を行うこととし、作成するチラシの内容等については、あらかじめ三重県と協議を行うこと。

なお、チラシについては4,000部以上作成し、管轄するハローワークに郵送等又は持参のうえで高年齢者への周知に協力を依頼すること。

また、セミナーのチラシには、「厚生労働省採択事業 令和7年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト」である旨を記載すること。

(4) アンケート調査

- ・上記(1)セミナー参加者を対象にアンケート調査を実施すること。
- ・アンケート調査の内容については、あらかじめ三重県と協議を行うこと。

(5) その他実施業務

ア 管理調整業務

- ・受託者は、本業務の遂行にあたって責任者を選任し、三重県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業を進捗管理し、三重県の求めに応じて適宜取組状況等を報告すること。

イ セミナー開催にかかる業務

- ・セミナーの開催にあたり必要となる会場及び講師の手配、参加者の募集、会場の設営、資料や備品の準備、司会及び受付などの業務については原則として受託者において実施すること。
- ・セミナーの開催にあたって県庁舎の会議室を利用する場合には、あらかじめ三重県と協議を行うこと。

ウ 関係機関等との調整業務

- ・本事業の実施にあたっては、三重労働局や各市町ハローワーク、三重県シルバー人材センター連合会や各市町シルバー人材センター、公益財団法人産業雇用安定センター三重事務所など関係する機関と連携すること。

エ 三重県地域活性化雇用創造プロジェクトに基づく国が求める資料作成業務

- ・本事業は、厚生労働省採択事業 令和7年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクトに該当し、厚生労働省への経費精算報告などが必要となることから、あらかじめ三重県と経費精算報告様式等について協議を行うこと。

5 実績報告

受託者は本業務が完了した後、委託業務実績報告書を令和8年3月6日までに三重県へ提出する。

なお、委託業務実績報告書の記載内容はセミナーの開催状況（参加者数、風景写真等）、アンケート調査結果を基本とし、委託業務の実施に要した経費について、具体的な内訳が分かる書類及び支出を証する書類を添付すること。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更

生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(3) 契約は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 委託費

- ・委託費は、委託業務が完了し履行確認が行われた後全額を支払うものとする。ただし、三重県が必要であると認める場合は、前金払いを行うことができる。
- ・委託業務の実施に要した経費について、具体的な内訳が分かる書類及び支出を証する書類を添付すること。
- ・飲食に係る経費、及び事業に参加する求職者等に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。
- ・受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払いを停止し、又は既に支払った委託費の額の一部若しくは全部を三重県に返還する。なお、上記により契約を解除した場合、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、本業務を行うにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の規定を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応するものとする。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱(以下「落札資格停止要綱」とい

う。)」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除措置要綱第7条の規定により落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 その他

- ・事業の実施にあたっては、契約後、三重県から別途提示する「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。
- ・三重県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- ・本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。なお、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条による罰則があるので留意すること。
- ・メール誤送信等による個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める様式により速やかに三重県へ報告すること。
- ・本業務は、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為または事象が発生した場合、そのようなおそれがある場合は、三重県に報告を行い、三重県の指示のもの

と速やかに対応すること。なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。

- 本業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- 本業務により発生した成果品等の著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないこととする。
- この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間の保存が必要である。
- 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県と協議のうえ、決定することとする。

14 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 担当 西山、井口

Tel : 059-224-2510 FAX : 059-224-3024

E-mail : syurou@pref.mie.lg.jp